



消費者機構日本

ニュースレター 198 号

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6 階
TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077 ホームページ <http://www.coj.gr.jp/>
発行人: 二村 睦子 編集責任者: 板谷 伸彦

..CONTENTS..

・年頭所感/代表理事理事長

年頭所感 消費者団体訴訟制度が活きる仕組みづくり

特定非営利活動法人 消費者機構日本
代表理事 理事長 二村 睦子



新年明けましておめでとうございます。旧年中は多くの皆様に当機構の活動へのご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨年度は「消費者行政全体の連携（消費者団体訴訟制度が活きる仕組みづくり）と担い手たる適格消費者団体の能力強化」を重点課題として活動を進めてきました。

連携の視点では、特に端緒情報把握の場面における消費生活センターや見守りネットワークとの情報共有が重要と考え、当機構総会シンポ（6 月）や地方公共団体との連携ブロック会合（3 月）、消費者庁主催の孤独・孤立シンポ（3 月）、消費生活相談員向け学習会（8 月）などの機会を捉えて問題提起を重ねてきました。しかし、「守秘」「自治」の壁を越えていくことは容易ではなく、未だ仕組みとしての前進には至っていません。引き続き方策を探っていきたいと考えています。

団体の能力強化の視点では、全国の適格消費者団体に向けて業務システムの共同化を提案しています。12 月に開催したシステム共同化説明会には多くの適格消費者団体にご参加いただきました。消費者団体訴訟制度への期待は高まる一方ですが、制度を支える基盤は脆弱です。資金面もさることながら、「労働供給制約社会」と言われる中で人員体制の強化はどの団体にとっても容易ではありません。このギャップを埋めていくためにシステム化による業務の効率化を進め、将来的な発展につなげていければと思います。

このように「連携」「能力強化」の取り組みを進めてきましたが、課題は山積という状況です。その中で、特に、連携の視点からは消費生活センターだけでなく業界団体との連携についても方向性を見い出して着手すること、能力強化の視点からは最も事務負荷の高い簡易確定手続きのシステム化を急ぐこと。これらを 2026 年度の重点として課題化したいと考えています。

消費者法制度の在り方については、消費者庁の新たな体制の下で法制化に向けた二つの検討会が動き出しました。消費者庁設置以来の積み残し課題となっている「違法収益の剥奪・保全制度」についても、消費者庁内にプロジェクトチームが設けられ、いよいよ具体化が期待されるところとなっています。これらの動きに対しても、適格消費者団体の立場と知見から関わっていきたいと思います。

2026 年度は今後に向けた重要な一年になりそうです。消費者団体訴訟等支援法人（スマイル基金）や全国の適格消費者団体と手を取り合って、全体として機能を高めていきます。本年も変わらぬご支援をよろしくお願いいたします。

・・END